7　法第五十四条第五項の規定により仮放免の期間の延長を請求しようとする者は、仮放免の期間が満了する日までに、別記第六十九号様式による仮放免期間延長許可申請書及び仮放免の期間の延長を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。

8　法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合には、仮放免許可書に新たな仮放免の期間を記載するものとする。

9　第二項の規定は、法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合における新たな仮放免の期間について準用する。

10　法第五十四条第七項の規定による仮放免の期間の延長を不許可とした旨の通知は、別記第六十九号の二様式による通知書によつて行うものとする。

（仮放免取消書）

第五十条　［略］

［項を削る。］

（退去の命令）

第五十条の二　法第五十五条の二第三項に規定する文書の様式は、別記第七十号の二様式による。

2　主任審査官は、法第五十五条の二第四項の規定により同条第一項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、別記第七十一号様式による通知書によりその者に通知するものとする。

（活動の援助）

第五十条の三　法第五十五条の五第一項の規定による活動の援助は、入国者収容所等に備え付けた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他活動の時間帯等（食事、

額でなければならない。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

6　所長等は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。

7　法第五十四条第三項に規定する保証書の様式は、別記第六十九号様式による。

（仮放免取消書等）

第五十条　［同上］

2　法第五十五条第三項の規定により保証金を没取したときは、別記第七十一号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。

［条を加える。］

就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。

（入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等）

第五十条の四　入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第五十五条の十第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第五十五条の十四第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

（委員会の組織及び運営）

第五十条の五　委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集する。

5　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7　委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

（委員会に対する情報の提供）

第五十条の六　法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等の概要

二　収容定員及び収容人員の推移

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］